

測定方法一覧【生活環境項目、健康項目（公共用水域）等】

区分	項目	測定方法		単位	報告下限値	環境基準
		河川・湖沼	海域			
一般項目	気温	規格7.1	同左	℃	—	—
	水温	規格7.2	同左	℃	—	—
	外観	規格8	同左	—	—	—
	臭気	規格10.1	同左	—	—	—
	透視度	規格9	同左	cm	30（上限値）	—
生活環境項目	pH	規格12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左	—	—	類型で異なる
	DO	規格32又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左	mg/L	0.5	類型で異なる
	BOD	規格21	—	mg/L	0.5	類型で異なる
	COD	規格17	(有明海B類型は7/10法)	mg/L	0.5	類型で異なる
	SS	付表9	同左	mg/L	1	類型で異なる
	大腸菌数	付表10	—	CFU/100ml	1	類型で異なる
	α-ヘキサン抽出物質（油分等）	付表14	同左	mg/L	0.5	検出されないこと（海域）
	全窒素	規格45.2、45.3、45.4又は45.6（規格45の備考3を除く。2イにおいて同じ。）	規格45.4又は45.6	mg/L	0.05	類型で異なる
	全りん	規格46.3（規格46の備考9を除く。2イにおいて同じ。）	規格46.3	mg/L	0.003	類型で異なる
	全亜鉛	規格53	同左	mg/L	0.001	類型で異なる
	ノニルフェノール	付表11	同左	mg/L	0.00006	類型で異なる
	LAS	付表12	同左	mg/L	0.0006	類型で異なる
底層溶存酸素量	規格32又は付表13	同左	mg/l	0.5	類型で異なる	
健康項目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4	同左	mg/L	0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2、規格38.1.2及び38.3、規格38.1.2及び38.5又は付表1	同左	mg/L	0.1	検出されないこと
	鉛	規格54	同左	mg/L	0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム	規格65.2（規格65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格65.2.1 に定める方法による場合、原則として 光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格65の備考11のb）による場合に限る。試料に、その濃度が基準値相当分増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6 に定める方法により汽水又は海水（塩分の高い試料）を測定する場合、2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa）又は b）に定める操作を行うこと。	同左	mg/L	0.01	0.02mg/L以下
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4	同左	mg/L	0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	付表2	同左	mg/L	0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	付表3	同左	mg/L	0.0005	検出されないこと
	PCB	付表4	同左	mg/L	0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	同左	mg/L	0.002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	mg/L	0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	同左	mg/L	0.0004	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	同左	mg/L	0.002	0.1 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	同左	mg/L	0.004	0.04 mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	mg/L	0.1	1 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	mg/L	0.0006	0.006 mg/L以下
	トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	mg/L	0.001	0.01 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	同左	mg/L	0.001	0.01 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロパン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1	同左	mg/L	0.0002	0.002 mg/L以下
	チウラム	付表5	同左	mg/L	0.0006	0.006 mg/L以下
	シマジン	付表6の第1又は第2	同左	mg/L	0.0003	0.003 mg/L以下
	チオベンカルブ	付表6の第1又は第2	同左	mg/L	0.002	0.02 mg/L以下
	ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	同左	mg/L	0.001	0.01 mg/L以下
	セレン	規格67.2、67.3又は67.4	同左	mg/L	0.001	0.01 mg/L以下
	ふっ素	規格34.1（規格34の備考1を除く）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものをを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は34.1.1c）（注（2）第三文及び規格34の備考1を除く。）（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表7	—	mg/L	0.08	0.8 mg/L以下
	ほう素	規格47.1、47.3又は47.4	—	mg/L	0.1	1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	付表8	同左	mg/L	0.005	0.05 mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			mg/L	0.02	10mg/L以下
	硝酸性窒素*	規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6	同左	mg/L	0.01	—
	亜硝酸性窒素*	規格43.1	同左	mg/L	0.01	—
	その他の項目	透明度	海洋観測指針	同左	m	—
アンモニア性窒素		インドフェノール法（海水分析法）	同左	mg/L	0.01	—
リン酸態リン		モリブデン青法（海水分析法）	同左	mg/L	0.003	—
塩化物イオン		H15厚生労働省告示第261号別表第21、規格35.1	同左	mg/L	1	—
陰イオン界面活性剤		規格30.1	同左	mg/L	0.02	—
クロロフィルa		湖沼環境調査指針の吸光法（アセトン抽出）	海洋観測指針	mg/m3	0.1	—
トリハロメタン生成能		平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/L	0.0004	—
クロロホルム生成能		平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/L	0.0001	—
ブロモシクロメタン生成能		平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/L	0.0001	—
ジブロモクロメタン生成能		平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/L	0.0001	—
ブロモホルム生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/L	0.0001	—	

「規格」：日本産業規格K0102 *その他の項目に分類
 「付表1～14」：昭和46年12月28日、環境庁告示第59号に定める方法（令和3年10月7日環境省告示第62号最終改正）
 「付表」：平成9年3月13日、環境庁告示第10号に定める方法（令和3年10月7日環境省告示第63号最終改正）

測定方法一覧【要監視項目】

区分	項目	測定方法	単位	報告下限値	指針値
要監視項目	クロロホルム	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/L	0.006	0.06mg/L以下
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/L	0.004	0.04mg/L以下
	1,2-ジクロロプロパン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/L	0.006	0.06mg/L以下
	p-ジクロロベンゼン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/L	0.03	0.2mg/L以下
	イソキサチオン	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0008	0.008mg/L以下
	ダイアジノン	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0005	0.005mg/L以下
	フェニトロチオン (MEP)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0003	0.003mg/L以下
	イソプロチオラン	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.004	0.04mg/L以下
	オキシ銅 (有機銅)	通知1の付表2	mg/L	0.004	0.04mg/L以下
	クロタロニル (TPN)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.004	0.05mg/L以下
	プロピサミド	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0008	0.008mg/L以下
	E P N	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0006	0.006mg/L以下
	ジクロルボス (DDVP)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.001	0.008mg/L以下
	フェノカルブ (BPMC)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.002	0.03mg/L以下
	イプロベンホス (IBP)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0008	0.008mg/L以下
	クロルニトロフェン (CNP)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0001	—
	トルエン	K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/L	0.06	0.6mg/L以下
	キシレン	K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/L	0.04	0.4mg/L以下
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知1の付表3の第1又は第2	mg/L	0.006	0.06mg/L以下
	ニッケル	規格59.3又は通知1の付表4若しくは付表5	mg/L	0.005	—
	モリブデン	規格68.2又は通知1の付表4若しくは付表5	mg/L	0.007	0.07mg/L以下
	アンチモン	通知2の付表5の第1、第2又は第3	mg/L	0.002	0.02mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	通知2の付表1	mg/L	0.0002	0.002mg/L以下
	エピクロロヒドリン	通知2の付表2	mg/L	0.00004	0.0004mg/L以下
	全マンガン	K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5	mg/L	0.02	0.2mg/L以下
	ウラン	通知2の付表4の第1又は第2	mg/L	0.0002	0.002mg/L以下
	PFOS及びPFOA (合計値)	通知3の付表1	mg/l	0.000005mg/L以下	0.00005mg/L以下 (暫定) ※

※PFOS及びPFOAの指針値 (暫定) については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

通知1：平成5年4月28日、環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知に定められた方法

通知2：平成16年3月31日、環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知に定められた方法

通知3：令和2年5月28日、環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知に定められた方法

測定方法一覧【健康項目（地下水）】

区分	項目	測定方法	単位	報告下限値	環境基準
健康項目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4	mg/L	0.0003	0.003 mg/L以下
	全シアン	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2、規格38.1.2及び38.3、規格38.1.2及び38.5又は付表1	mg/L	0.1	検出されないこと
	鉛	規格54	mg/L	0.001	0.01 mg/L以下
	六価クロム	規格65.2（規格65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格65.2.1 に定める方法による場合、原則として 光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格65の備考11のb）による場合に限る。試料に、その濃度が基準値相当分増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6 に定める方法により汽水又は海水（塩分の高い試料）を測定する場合、2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa）又は b） に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01	0.02 mg/L以下
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4	mg/L	0.001	0.01 mg/L以下
	総水銀	付表2	mg/L	0.0005	0.0005 mg/L以下
	アルキル水銀	付表3	mg/L	0.0005	検出されないこと
	P C B	付表4	mg/L	0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/L	0.002	0.02 mg/L以下
	四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	mg/L	0.0002	0.002 mg/L以下
	塩化ビニルモノマー クロロエチレン	付表に掲げる方法	mg/L	0.0002	0.002 mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	mg/L	0.0004	0.004 mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/L	0.002	0.1 mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	シス体にあたっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあたっては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.008	0.04 mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	mg/L	0.0005	1 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	mg/L	0.0006	0.006 mg/L以下
	トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	mg/L	0.001	0.01 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	mg/L	0.0005	0.01 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロパン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/L	0.0002	0.002 mg/L以下
	チウラム	付表5	mg/L	0.0006	0.006 mg/L以下
	シマジン	付表6の第1又は第2	mg/L	0.0003	0.003 mg/L以下
	チベンカムフ	付表6の第1又は第2	mg/L	0.002	0.02 mg/L以下
	ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/L	0.001	0.01 mg/L以下
	セレン	規格67.2、67.3又は67.4	mg/L	0.001	0.01 mg/L以下
	ふっ素	規格34.1（規格34の備考1を除く）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は34.1.1c）（注（2）第三文及び規格34の備考1を除く。） （懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表7	mg/L	0.08	0.8 mg/L以下
	ほう素	規格47.1、47.3又は47.4	mg/L	0.1	1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	付表8	mg/L	0.005	0.05 mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法	mg/L	0.02	10 mg/L以下

「規格」：日本産業規格K0102 *その他の項目に分類

「付表1～14」：昭和46年12月28日、環境庁告示第59号に定める方法（令和3年10月7日環境省告示第62号最終改正）

「付表」：平成9年3月13日、環境庁告示第10号に定める方法（令和3年10月7日環境省告示第63号最終改正）